

## 第 32 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 7 月 13 日（火） 9 時 00 分～9 時 24 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（18 名）

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣	10 番委員	三 浦 良 孝
11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮	13 番委員	小山内 知 寛
14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘	16 番委員	葛 西 雅 博
17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法	19 番委員	大 川 哲 彌

4. 欠席農業委員（1 名）

7 番委員	三 浦 勝 志				
-------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員（3 名）

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
------	---------	----------	---------	----	---------

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 107 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 109 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 86 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 87 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

報告第 88 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉 会

## 8. 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)

### [開会 9時00分]

議長  
(今井 龍美)

これより、第32回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19名中18名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
8番山口委員、9番齋藤委員の両名にお願いいたします。  
議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。  
書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
それでは、議案審議に入ります。  
本日の議案は、お手元に配布しております議案第107号から議案第109号の3件、ほかに報告が3件でございます。  
それでは、議案第107号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1ページをご覧ください。  
議案第107号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。  
総会資料とは別に配布しております、別添1農地法第3条調査書及び別添2所有権移転の売買価格一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 163 番は経営拡大、164 番は渡人の都合、165 番、166 番は経営拡大によるものです。

なお、売買価格は別添 2 のとおりとなっています。

今回の件数は 4 件、面積 3,358 で平方メートル、田 2 筆 2,930 平方メートル、畑 2 筆 428 平方メートルとなっています。

次に、3 ページ、賃貸借権設定については、すべて借受人の経営拡大による賃貸借です。

今回の件数は 3 件、面積 5,502 平方メートルで、田 4 筆となっています。

次に、4 ページ、使用貸借権設定については、整理番号 63 番は親からの経営移譲によるものです。

今回の件数は 1 件、面積 17 平方メートル、地目は畑となっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

また、関連する案件は、別添 3 のとおりとなっております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

使用貸借権設定の整理番号 63 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 107 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 108 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

5 ページをご覧ください。

議案第 108 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 4 農地転用許可基準説明書と合わせて、6 ページをご覧ください。

今回申請がありました整理番号 12 番の申請地は、7 ページのとおり松崎小学校から南西へ約 100 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、8 ページのとおり資材置場です。こちらは当時 49-3 のみ雑種地へ転用しており、今回の 49-4 が農地のまま残っていることが判明したため、許可申請書を提出するよう指導したものです。追認ではありますが、隣接する 49-3 の雑種地と一体利用するものです。

次に、整理番号 13 番の申請地は、9 ページのとおり尾上中学校から南西へ約 700 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、10 ページの通り普通住宅の建築です。こちらは 77-1 から分筆した土地であります。

次に、整理番号 14 番の申請地は、11 ページのとおり松崎小学校から南西へ約 300 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、12 ページの通り普通住宅の建築です。隣接する 4-19、4-20、4-21 の土地は宅地であり、今回申請地の 4-6 と一体利用するものです。

農地区分は、別添 4 の 1 にあるとおり総合意見として許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は 3 件、合計面積は 781 平方メートル、田 1 筆 198 平方メートル、畑 2 筆 583 平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、14 番丹代委員、15 番福士委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

14 番丹代委員

特にありません。

15 番福士委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 108 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 108 号を原案のとおり許可すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり許可すべきものと決定いたします。

次に、議案第 109 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 13 ページをご覧ください。

議案第 109 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

14 ページをご覧ください。所有権移転については、整理番号 177 番および 178 番は譲受人の経営拡大による売買、179 番は譲受人の耕作便利による売買、180 番は第三者間の贈与です。

今回の件数は 4 件、面積 7,472 平方メートル、田 3 筆 3,003 平方メートル、畑 5 筆 4,469 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、3 番柴田委員、5 番小田桐委員、疑問点等がありましたらお願いします。

3 番柴田委員 特にありません。

5 番小田桐委員 特にありません。

議長 それでは、議案第 109 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

尾-1 番小野推進委員 180 番について聞きたいのですが、農協が所有財産を贈与ということは、どういうものですか。

谷川主査 180 番の経緯について説明いたします。

過去、昭和 50 年代になりますけれども、譲受人が取得しようとした農地であり、当時、農地所有適格法人として認められていなかったことから、農地の取得ができず、双方の取り決めにより一旦譲渡人が代わりに所有していたものです。一昨年譲受人が農地所有適格法人として認められたことから、過去に譲渡人名義となっていた農地を、今回本来の譲受人名義に変更するものとなっております。

尾-1 番小野推進  
委員

農協が代わりに所有したということで、昔に。

その時に、農地売買はされていないわけですか。

農協で買って所有権を移したとか。その時に今の譲受人のほうでお金を出したとか、そういう金銭の動きはなかったわけですか。

農協で名義変える時にただで所有者になったわけではないと思うんですけれども。

小野事務局長

補足いたします。譲渡人と譲受人との間で覚書を取り交わしていました。登記の原因も贈与という形でした。元々、譲受人が農地を所有できなかったために、一旦譲渡人に所有してもらった形を取っておりました。

議長

暫時休憩いたします。

【休憩 9 時 15 分】

【再開 9 時 18 分】

議長

それでは、会議を再開いたします。

他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 109 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

16 ページをご覧ください。

報告第 86 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理につ

いて、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

17 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、115 番は借受人の都合、116 番は他者へ貸付するため、117 番および 118 番は借受人の都合、119 番は他者へ売買するため、120 番は借受人の都合により解約するものです。

今回の件数は 6 件、面積 25,740 平方メートルで、田 3 筆 8,690 平方メートル、畑 4 筆 17,050 平方メートルとなっております。

続いて 19 ページをご覧ください。

報告第 87 号、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

20 ページをご覧ください。

整理番号 9 番は、21 ページのとおり届出地は金田小学校から南東へ約 500 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、22 ページのとおりで転用目的は物置の設置であります。

今回の届出件数は 1 件、面積 293 平方メートル、畑 1 筆です。

続いて、23 ページをご覧ください。

報告第 88 号農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

24 ページをご覧ください。

整理番号 4 番は、25 ページのとおり届出地は平川消防署から南東へ約 400 メートルに位置する農地です。土地利用計画図は、26 ページのとおりで盛土後はモモ、リンゴを作付するそうです。

今回の届出件数は 1 件で、面積 2,227 平方メートル、田 1 筆です。以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたします。

よって、第 32 回総会を閉会いたします。

[閉会 9時24分]